

夜間外出禁止令等感染症対策の継続

昨22日夜、保健省は、今月30日までとっていた現在実施中の夜間外出禁止令等の新型コロナウイルス感染症対策について、次のとおり来年1月15日まで延長すると発表しました。これにより、新年の祝賀行事等あらゆる催しは禁止となる他、県間移動も引き続き禁止されます。

- 12月6日に発表された感染症対策を2021年1月15日まで延長して実施。
- チュニジア全土において、午後8時から翌午前5時まで外出禁止。
- 例外・緊急時を除く県間移動の禁止。
- 年始を含み公私ともあらゆる集い、デモ、コンサートの禁止。

12月6日に発表された措置は以下を含みます。

- 商業展示会、フォーラム、会議の禁止。
- すべての場所でのマスク着用義務。
- ソーシャルディスタンス、手洗い、換気の励行。

なお、欧州等で確認された新型コロナウイルスの変異種について、ムフディ保健大臣は、現時点ではチュニジアでは確認されていないと述べています。

感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

チュニジア国内での新型コロナウイルス新規感染数及び死者数例は高止まりしていますので、上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にさせていただくと共に、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和2年12月23日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417